

池田市第6次総合計画

基本 計画

第1章 にぎわいと活力あふれるまち…………… 53

第2章 みんなが健康でいきいきと暮らせるまち …… 81

第3章 人、環境にやさしい安全・安心なまち …… 111

第4章 みんなでつくる分権で躍進するまち …… 143

第5章 豊かな心を育む教育と文化のまち…………… 151

第6章 行財政改革を推進し希望の持てるまち …… 169

第1章

にぎわいと活力あふれるまち



第1節	駅周辺を中心とした市街地の整備	54
第2節	細河地域の活性化	57
第3節	大阪国際空港の活用	59
第4節	道路網の整備	61
第5節	住宅の充実	64
第6節	農園芸の振興	67
第7節	商業の活性化	70
第8節	工業の振興	73
第9節	労働者施策の推進	75
第10節	観光の振興	77

第1節 駅周辺を中心とした市街地の整備

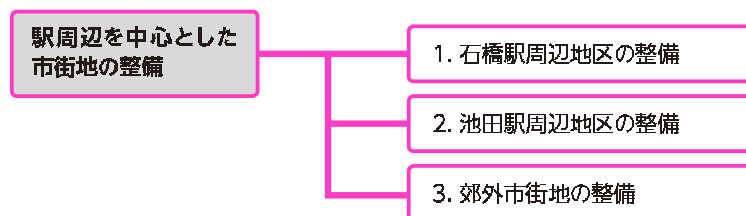
めざすべき姿

高度な都市機能を持つ市街地と、地域の持つ歴史的・文化的特性や恵まれた自然環境などを生かした景観が調和した都市が構築されることにより、利便性と快適性、安全性を兼ね備えた人にやさしい都市整備が図られている。

■ 現状と課題

- 池田・石橋両駅周辺は、都市核（中心市街地）として位置付けられている。
- 石橋駅周辺は、道路幅員が狭く密集した店舗・住居が混在している。
- 石橋駅付近には蜚などが生息する箕面川や今井水路が流れ、市街地にうるおいを与えているが、その保全や活用を図っていく必要がある。
- 池田駅前には、市街地再開発による近代的商業機能の核となる複合商業施設・バスターミナルが設置され、利便性の向上が図られているが、その周辺の商業施設、密集した木造家屋には防災上の問題も多い。
- 本町通りの道路整備が完了したことにより、新たな観光・商業スポットへの展開が期待されることから、引き続きさらなるまちなみ整備やにぎわいの創出を行っていく必要がある。
- 阪急宝塚線沿線での市街地整備の進展や近隣市における大規模商業施設の立地などにより、商業圏や人の動線が大きく変化しており、本市の商業を取り巻く環境はより一層厳しくなっている。
- その他の市街地についても、必ずしも統一的に開発が行われていないことから、土地の有効活用を図っていく必要がある。

■ 施策の体系



1. 石橋駅周辺地区の整備

計画

商業の活性化を図るとともに、居住環境の改善を行い、高齢者や障がい者（児）をはじめ、すべての人々が安心して利用できる環境を整備する。

- ステップ**
- ・にぎわいのあるまちの維持・発展をめざすことから、循環型再開発^{1※}も視野に入れた新手法「石橋モデル」を官民双方で研究する。
 - ・駅およびその周辺の道路や施設のバリアフリー^{2※}化を促進する。
 - ・鉄道・バス会社などの公共交通機関との連携強化を図る。
 - ・木造老朽化建築物の建替えを図る。
 - ・建物の建替え時に理解と協力を得て、狭あい道路の解消を図る。
 - ・箕面川や今井水路、市街地に残る緑地・保存樹などを生かし、ヒートアイランド対策など環境に配慮したうるおいある都市景観の整備を進める。

2. 池田駅周辺地区の整備

- 計画** まちなみ整備によるにぎわいの創出を進め、狭あい道路の整備と木造老朽化建築物の建替えを図り、安全で良好なまちづくりを推進する。

- ステップ**
- ・歴史・文化・四季の自然を感じる回遊性の高い散策路の整備を行う。
 - ・地元関係者などと協議を行い、駅前にふさわしい顔づくりを進める。
 - ・駅およびその周辺のバリアフリー化を促進する。
 - ・木造老朽化建築物の建替えを図る。
 - ・建物の建替え時に理解と協力を得て、狭あい道路の解消を図る。

3. 郊外市街地の整備

- 計画** 市民がこころよくふれあい生活できる環境整備を図り、良好な景観形成を誘導する。

宅地化する農地や未利用地の有効活用を促す。

土地利用構想などにに基づき適切な指導と誘導を行い、良好な住環境の形成を図る。

- ステップ**
- ・市街地に点在する宅地化する農地や未利用地は、住民同意による地区計画などを活用して良好な住環境の形成を図る。
 - ・狭あい道路の解消を図る。
 - ・民間活力や地区計画などの手法を活用しながら、環境に配慮したコンパクトタウンを推奨していく。
 - ・地域分権などによる自主的なまちづくり活動を推進する。

^{1※}
循環型再開発
事業対象区域をいくつかに区分し、既存建築物の除却と公共施設の整備を段階的に進めて、中・低層の建築物を複数建築する事業手法。対象区域を一度に整理し、1棟の高層マンションを建築する従来型の手法に対し、既存のまちなみやコミュニティの激変を緩和するものとして注目される。

^{2※}
バリアフリー
障がい者や高齢者などが社会生活を送るうえで、その支障となる物理的・精神的な障がいや障壁を取り除くこと。

■ 市民等の市政への参画

- ・市街地の整備について、地元関係者は協議を行う。
- ・市民一人ひとりが、まちなみの保全についての意識を持つ。
- ・地域分権などにより、道路のカラーペイントや木、花の植栽などを行い、安全・安心で快適なまちづくりを行う。

■ 主な部門別計画

- ・都市計画マスタープラン(まちづくり課：平成 11 年度(1999 年度)～ 23 年度(2011 年度)、改訂計画 24 年度(2012 年度)～)



第2節 細河地域の活性化

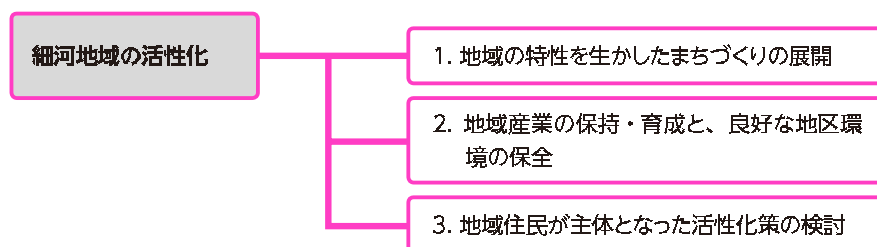
めざすべき姿

細河地域は、旧来の都市軸に新たな高速道路も加わり、利便性の高い地域となっている。伝統の植木産業における「ほそかわ」ブランドが確立・保持されていると同時に、自然環境を生かした観光地・自然体験ができる教育の場としての活用が図られている。

■ 現状と課題

- 細河地域は、五月山と鼓ヶ滝風致地区に囲まれ、猪名川や余野川を備えた自然豊かな地域である。
- 地域の総合案内所や特産物販売所などとして、細河地域コミュニティ推進協議会の拠点施設である「細河みどりの郷案内所」がある。
- 今後、国道 423 号や新名神高速道路などの広域幹線道路が整備されることで、交通利便性の高い地域へ変貌することが予想される。
- 細河地域は、ほぼ全域が市街化調整区域で、その多くが本市の伝統産業である植木の生産地となっている。
- 優良農地の保全と地場産業の振興に努めてきたが、植木産業の今後については社会経済状況の変化などに伴う先行きの不透明感があり、後継者問題と相まって地域の将来を考えるうえでの重要な課題となっている。
- 「細河植木塾 22」や「細河園芸振興対策協議会」など若手後継者グループが活性化に取り組んでいるが、これらのグループを集約し、細河地域全体が一体となって活性化を図る必要がある。

■ 施策の体系



1. 地域の特性を生かしたまちづくりの展開

- 計画** 農地や山林など豊かな自然環境との調和を基本とし、交通量の増加や交通利便性にも対応した細河地域の活性化策を進める。

- ステップ**
- ・木部ランプと新名神高速道路（仮称）箕面 I.C を結ぶ国道 423 号の交通量の増加が予想されることから自然環境との調和を図りながら、通過者などを招き入れる施設を整備する。
 - ・流通の結節点となる木部ランプ周辺に流通ゾーンを形成する。
 - ・自然環境の中で実践できる地域の特性を生かし、教育施設の誘致を図る。
 - ・エコツーリズムなどの自然体験プログラムを作成する。
 - ・豊かな自然を生かして、近隣観光地としての観光振興を進める。

2. 地域産業の保持・育成と、良好な地区環境の保全

計画 伝統の植木産業の保持・育成を図りながら、新たに野菜栽培への多角化を図り、伝統と新産業が融合した土地の活用を行う。

- ステップ**
- ・植木産業などの地場産業を育成する。
 - ・放置された植木畑などを活用し、遊休農地の解消を図る。
 - ・野菜や植木の直売を推進するため、直売所の設置や整備を支援する。
 - ・野菜栽培講習会を実施する。
 - ・植木剪定枝のチップ化への支援を行うなど有効活用を図る。
 - ・「細河植木塾 22」や「細河園芸振興対策協議会」など若手後継者グループの活動を支援する。

3. 地域住民が主体となった活性化策の検討

計画 将来の植木産業や農業のあり方などを含めて、細河地域の今後の具体的活性化策について検討する。

- ステップ**
- ・自治会や後継者グループなど地元関係者からなる協議の場を設ける。
 - ・地区計画等の手法を用いて、将来的な活性化策についての検討を行う。
 - ・地域交流を深めるための交流の場を創設する。
 - ・地域外の人たちとの意見交流の場を持ち、細河地域への来訪者のニーズを把握する。

■ 市民等の市政への参画

- ・地元の産業について知識を深め、地域住民誰もが誇りを持ち、今後のあり方について関心を持つ。
- ・細河みどりの郷案内所を積極的に利用し、地域住民のコミュニティの場とする。

第3節 大阪国際空港の活用

めざすべき姿

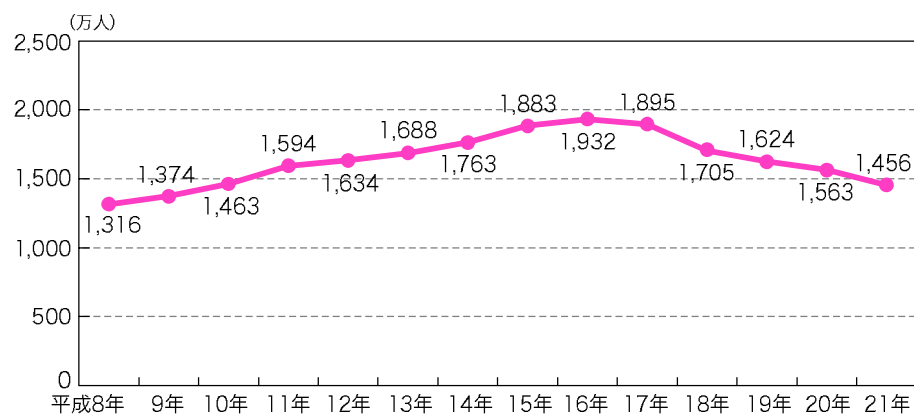
国際的視野に立つ航空戦略に基づいて、関西3空港^{3※}の適切な役割分担や運用が行われている。空港アクセスが整備され、空港周辺や関西全体の経済活性化に寄与し、地域の新たな雇用機会が創出されている。

空港ターミナルビルは新たに整備され、エコエアポート^{4※}として人にも環境にもやさしい空港となっている。

現状と課題

- 大阪国際空港は我が国有数の基幹空港であり、本市の産業・経済の発展には、その存在と役割は欠かせない。そのため、空港を生かしたまちづくりを推進する必要がある。
- 関西3空港体制の中、大阪国際空港は国内線の基幹空港として活用されているが、関西国際空港に旅客を誘導する関西シフトにより旅客数は減少し、地域の経済・雇用に大きな影響を与えている。
- 関西3空港の一体運用や、近畿圏の航空需要に応えるための適切な役割分担について、議論が高まっている。
- 平成20年（2008年）6月に空港法が施行され、空港整備から運営へと国の政策は大きく転換している。また、周辺地域の活性化、利用者利便の向上や安全確保を空港と地元が一体となって推進する取り組みを図っており、本市が果たすべき役割は大きくなっている。
- 低騒音機材の導入により、航空機騒音は低減し、対策区域も縮小されている。

大阪国際空港の旅客数の推移

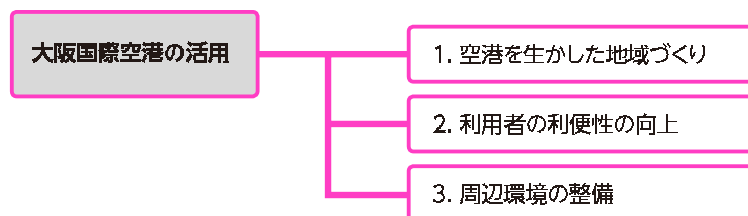


(出所:大阪空港事務所)

^{3※}
関西3空港
大阪国際空港、関西国際空港、神戸空港のこと。

^{4※}
エコエアポート
空港および空港周辺において、環境の保全および良好な環境の創造を進める対策を実施している空港。

■ 施策の体系



1. 空港を生かした地域づくり

計画 国・府・周辺自治体と連携して空港関連業務施設の誘致や周辺地域の整備を図る。

空港機能を多角的に活用した地域振興と周辺地域のまちづくりを推進する。

- ステップ**
- ・空港敷地の有効活用と空港関連施設の誘致を国や事業者に働きかける。
 - ・空港周辺都市の連携を強化し、周辺地域と空港の発展を図る。
 - ・空港官舎の跡地利用について、検討を行う。
 - ・空港利用客に対して、本市の魅力ある地域資源を発信する。

2. 利用者の利便性の向上

計画 国内線の基幹空港として路線・便数の充実を国や航空会社に働きかけるとともに、空港への交通アクセス基盤施設の整備促進を関係機関に要望し、利用者のさらなる利便性確保を図る。

- ステップ**
- ・基幹空港にふさわしい空港施設・交通アクセスの整備を国や府、事業者などに要望する。
 - ・周辺地域整備と連動した幹線道路整備や公共交通の導入を要望する。
 - ・近距離国際線と長距離国内線の復活等の活性化を国に要望する。

3. 周辺環境の整備

計画 空港周辺地域の安全で良好な生活環境の確保を図る。

- ステップ**
- ・関係機関などで組織する委員会、検討会^{5※}において、関西3空港のあり方の協議を進める。
 - ・空港周辺の適切な土地利用を国・府などと検討する。
 - ・生活環境など周辺対策のさらなる改善を国に要望する。

^{5※} 関係機関などで組織する委員会、検討会
大阪国際空港周辺都市対策協議会(11市協)等。

第4節 道路網の整備

めざすべき姿

新名神高速道路や市内域の国道整備などにより広域交通網の整備が図られ、災害時の緊急輸送路、レジャーの行動圏や地域振興の広域的ネットワークが拡大し、利便性が向上している。

市内幹線道路においては拡幅整備やバリアフリー化が行われ、市民が安全かつ円滑に通行できる道路形態となっている。

現状と課題

- 都市機能の根幹となる道路については、都市の骨格を形成し、市域の軸となる都市計画道路の整備、ならびに市民生活と密着した地域生活道路の整備に努めてきた。
- 阪神高速道路池田線や箕面グリーンロードの供用により渋滞が解消され、近郊都市へのアクセスが改善されてきた。
- 都市軸として重要な役割を担う都市計画道路神田池田線・中央線の拡幅整備や周辺道路の整備を進め、防災空間の確保に努めた。
- 今後の道路体系については、広域的な視点に立ち、広域幹線道路、市内幹線道路および生活道路など、それぞれの機能に基づいて道路整備を図る必要がある。
- 都市計画道路である菅原新町線、満寿美猪名川線の拡幅整備を行うとともに、環境や景観などにも配慮し、道路など新たな時代の要請に対応した道路整備を進めていく必要がある。
- 生活道路についても、歩行者や自転車の安全確保のため、歩道・自転車道の整備を進め、バリアフリー化や、ユニバーサルデザイン^{6※}にも配慮した交通環境整備を行う必要がある。

道路整備状況

区分	延長 (m)	面積 (m ²)	舗装延長 (m)	舗装面積 (m ²)	舗装率 (%)
高速道路	7,400	135,072	7,400	135,072	100.0
国道	17,661	290,677	17,661	290,677	100.0
府道	8,325	181,071	8,325	181,071	100.0
市道	211,973	1,165,493	204,030	1,150,842	98.7
合計	245,359	1,772,313	237,416	1,757,662	99.1

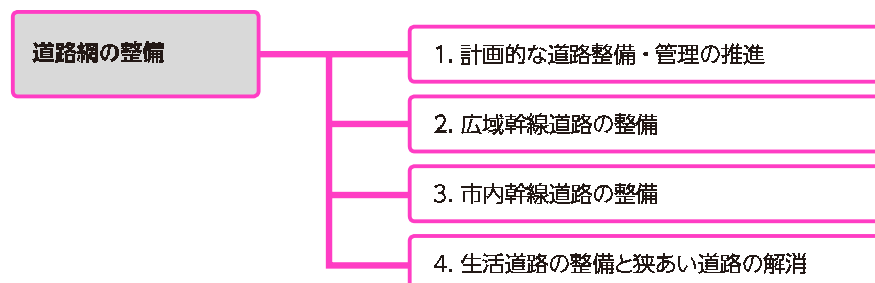
※平成 21 年 4 月 1 日現在

(出所：阪神高速道路(株)、西日本高速道路(株)、大阪国道事務所、府池田土木事務所、市都市建設部道路課)

^{6※}ユニバーサルデザイン

「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」という考え方のもと、身体的状況や年齢、国籍などを問わず、可能な限りすべての方が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していく、という理念に基づいたデザインのこと。

■ 施策の体系



1. 計画的な道路整備・管理の推進

計画 重点的および優先的に整備すべき路線を抽出し、計画的な道路整備を行うとともに、適切な管理を推進する。

- ステップ**
- ・現状の問題点、課題を抽出し、道路整備の見直しを図る。
 - ・バリアフリーに配慮し、環境の視点を取り入れて、道路の維持・管理を適切に行う。
 - ・国や府、近隣市と連携強化を図り、道路整備や適切な管理を進める。

2. 広域幹線道路の整備

計画 新名神高速道路の全線早期完成、および国道423号の整備促進を図る。

- ステップ**
- ・国や府、高速道路株式会社など関係機関に強く働きかけ、整備促進を図る。

3. 市内幹線道路の整備

計画 市内の交通渋滞解消を図り、良好な歩行空間の確保に配慮した幹線道路の整備を行うとともに、池田駅周辺の回遊機能と防災機能を確保し、まちの活性化を図る。

- ステップ**
- ・菅原新町線を整備し、池田駅前広場の整備を検討する。
 - ・満寿美猪名川線の整備を図る。
 - ・電線類の地中化を図る。

4. 生活道路の整備と狭あい道路の解消

計画 市民生活に直結する生活道路については、歩道、交通安全施設を整備し、安全で快適かつ、良好なまちなみを形成する道路整備を推進する。

- ステップ**
- ・安全かつ円滑な道路を供用するために、歩道の改良、カーブミラー、道路照明などの交通安全施設の整備を図る。
 - ・透水性・カラー舗装など、環境や景観の向上に配慮した道路整備を推進する。
 - ・パブリックコメント^{7※}や公聴会制度を活用し、道路整備について市民の意見を反映させる。
 - ・狭あい道路解消についての積極的な啓発を行い、市民の理解を求める。

市民等の市政への参画

- ・自分たちが普段利用する道路について、積極的に意見を出す。
- ・パブリックコメントや公聴会等に積極的に参加し、自分たちのまちの道路について意識を高める。



^{7※}
パブリックコメント
公的な機関が政策、制度などを制定しようとするときに、その案を公表し、広く公に意見・情報・改善案などを求める手続。

第5節 住宅の充実

めざすべき姿

衛星都市である本市は、教育・文化・健康都市として定住性が高く、良好な住環境を誇っている。

官民が連携し、質の高い居住水準と多様なニーズに対応できる住環境が整備されている。

■ 現状と課題

- 本市は、これまで国・府の施策に連動しながら、公的住宅の供給を図ってきた。
- 市内には、公営、民営合わせて潤沢な住宅供給が行われているが、古い賃貸住宅では空き戸数も目立っている。
- 老朽化した公的住宅の建替え、土地の有効活用が課題となっている。
- 少子高齢化の進展や価値観の多様化に伴い、障がい者（児）や高齢者、子育て世帯なども住みやすい、多様なライフスタイルに対応できる住宅の供給が求められている。
- 民間賃貸住宅のオーナーや管理者の協力を得て、新婚世帯への優遇賃貸住宅のあつ旋を行っているが、住宅価格が高水準にとどまっており、手頃な価格帯、スペースの住宅が少ないことから、若年代の市内定住を促進する必要がある。
- 既成市街地^{8※}を中心に木造老朽住宅が密集する地域では、都市防災や居住環境などの観点から安全・安心で良好な住環境の整備が求められる。
- 住宅整備に関しても、環境問題への配慮が求められている。

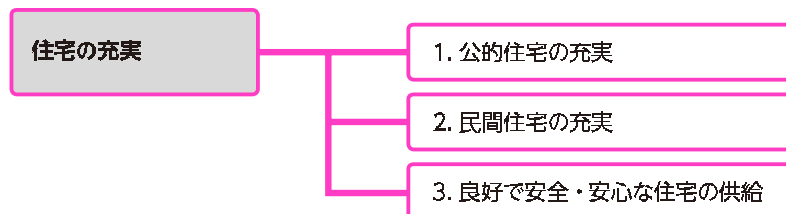
■ 公営住宅の状況

	戸数
市営住宅	368
府営住宅	307
府住宅供給公社住宅	416
都市再生機構運賃住宅	1,854
計	2,945

※平成21年4月1日現在
(出所：市都市建設部空港・総務課、府住宅管理課、
府住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構)

^{8※}
既成市街地
古くから住宅などが建ち並び、既に市街地を形成している区域で、主に池田駅・石橋駅周辺を指している。

■ 施策の体系



1. 公的住宅の充実

計画 高齢者や障がい者（児）、子育て世帯なども住みやすい、多様な居住ニーズに応じた市営住宅を供給する。

都市計画公園などの整備や土地の有効活用を図り、居住水準の向上と住環境の改善を図る。

- ステップ**
- ・多様な価値観・生活スタイルによる居住ニーズの把握に努め、選択肢のある市営住宅の供給計画をつくる。
 - ・公園などの都市施設整備と一体となった、市営石橋住宅の建替え計画をつくる。
 - ・大阪府住宅供給公社、UR 都市機構などの住宅関係機関との連携を図る。

2. 民間住宅の充実

計画 住宅の建設促進と優良賃貸物件の充実を民間に働きかける。

- ステップ**
- ・公的融資、住宅税制の優遇措置により、住宅の建設促進を図る。
 - ・中堅所得層への賃貸住宅の充実に向けて、優良住宅の供給や、若年ファミリー層向け物件の充実について、民間に働きかける。
 - ・建築基準法の遵守徹底など適切な行政指導を行う。

3. 良好で安全・安心な住宅の供給

計画 すべての市民が住み慣れた地域で自立・安心して暮らせるよう、住宅のバリアフリー化や、耐震化、環境への配慮に努める。

- ステップ**
- ・公的助成や優遇税制により住宅のバリアフリー化を促進する。
 - ・耐震診断や耐震改修に対する公的助成や優遇税制により、住宅の耐震化を促進する。
 - ・太陽光発電パネル設置を助成するほか、環境に配慮した住宅建設に対する公的助成などを検討する。
 - ・公的融資、住宅税制の優遇措置により、長期優良住宅^{9※}の建設の促進を図る。

^{9※}
長期優良住宅
耐震性や耐久性に優れ、省エネやバリアフリーにも配慮した、少なくとも100年のもつ良質な住宅のこと。法律に基づいた認定を受けると、公的融資や住宅税制の優遇措置が受けられる。

■ 市民等の市政への参画

- ・環境やバリアフリー、耐震、景観などに配慮した住宅についての講習会等に参加し、それらへの意識を高める。

■ 主な部門別計画

- ・池田市住宅・建築物耐震改修促進計画（審査課：平成 20 年（2008 年）～）
- ・池田市住宅マスタープラン―すまい・まちづくり 2 1 プラン―（空港・総務課：平成 11 年度（1999 年度）～ 22 年度（2010 年度）、改訂計画 23 年度（2011 年度）～）
- ・池田市市営住宅ストック総合活用計画（池田市市営住宅長寿命化計画）（空港・総務課：平成 15 年度（2003 年度）～ 22 年度（2010 年度）、改訂計画 23 年度（2011 年度）～）
- ・池田市地域住宅計画（空港・総務課：平成 18 年度（2006 年度）～ 22 年度（2010 年度）、改訂計画 23 年度（2011 年度）～）

